

越境ECコンサルティング業務 企画提案 公募要領

1 目的

新型コロナウイルスの流行により越境 EC の利用者が世界的に増加しており、県内企業の越境 EC 参入への関心も高まっているが、決済システムや商品配送リスク、現地語への対応など様々な課題に直面し、参入が十分に達成されていない。

本事業では、コンサルタントの活用により、越境ECへの参入障壁を解消し、県内企業による越境 EC 参入から販売促進、課題分析による改善までを伴走型で支援する。

2 企画提案書の内容

下記の項目を記載した企画提案書を提出すること。

(様式:A4版、横書き、文字サイズ11ポイント以上)

項目	記載内容および留意事項
1. 事業内容	(ア) 自社の強み ・対応可能な国、商品、業界 ・得意なコンサルティング内容 方針の策定、ヒアリングの方法や課題抽出の手順など (イ) 販路拡大に向けた販売戦略の策定 ・商品ブランディング、プロモーションの方法 ・集客・接客対応策について (ウ) 越境ECサイトの構築 ・越境EC参入に必要な知識 ・参入障壁への対応方法 (言語、決済方法、配送手段など) ・サイトのデザイン ・各種補助金の活用策 (エ) アピールポイント ・その他、企業独自のアピールポイントがあるか。
2. 実施スケジュール	契約締結から業務完了までのスケジュール ※コンサルティングを経て、越境ECに参入するまでの各行程を記載すること ※コンサルティング期間中、最低 1 回は事業者との直接面談を行うこと
3. 実施体制	実施責任者、担当者の役職、氏名、役割分担の内容 ヘルプデスクの設置

4. これまでのコンサルティング活動の実績	自治体や企業等からの受託業務での主な実績例を記載してください。
5. 経費見積書	見積金額は、消費税および地方消費税を含んだ金額とする。(経費の内訳を記載する。)

3 スケジュール

時 期	項 目
令和3年4月23日 ～5月 18 日	企画提案書募集
5月下旬	越境ECコンサル選定審査会
6月下旬	県内企業への事業説明会および個別マッチング会 ※コンサル希望企業とのマッチング
7月上旬～ 12月末まで	コンサルティング契約、実施計画書提出 コンサルティング業務開始
9月下旬	実施状況報告書(第1回)提出
11月下旬	実施状況報告書(第2回)提出
令和4年 1月上旬	最終実施報告書提出
1月中旬	検査
2月上旬	委託料の支払い

4 事業説明会および個別マッチング会

越境ECコンサルタントの選定終了後に、県内事業者向けの「事業説明会および個別マッチング会」を開催する。

開催日 : 令和3年6月下旬

開催場所 : 福井県国際交流会館(福井県福井市宝永3丁目1-1)

事業説明会	当センターによる本事業内容の説明
個別マッチング会	越境ECコンサルタントと事業者との個別マッチング 選定コンサルタントが個々のブースを設け、参加者に対してプレゼンテーションを行う。 ※原則として、直接面談にて実施する ※越境ECコンサルタント1名分についてはセンターにて旅費を負担する

※ 実際のコンサルティング件数は、上記の個別マッチング会を経て確定するため、マッチング状況により業務が発生しない場合がある。

※ 1社あたりのコンサルティング件数は最大で6社を想定

5 支援対象企業

前項の「事業説明会および個別相談会」に参加した中小企業者。

※中小企業者とは、中小企業支援法(昭和38年法律第147号。)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

6 予算限度額

コンサルティング委託料上限額：

支援対象企業1社あたり407,000円(消費税および地方消費税を含む)

※1社あたりのコンサルティング料に支援対象企業数を乗じた金額を契約額とする。

7 コンサルティングの期間

コンサルティングの実施期限は、令和3年12月31日までとする。

8 応募の手続き

(1) 応募者の要件

企画提案書を提出することができる者は、次の要件をすべて満たしている者とする。なお、中小企業等協同組合法に定める協同組合の場合は、その組合員が次の要件をすべて満たす必要がある。

- ① コンサルタントとして、越境ECサイトにおける販路開拓のコンサルタント実績を有すること
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
- ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産開始の申し立てが行われている者でないこと
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制にある者ではないこと。
- ⑤ 福井県内に本社または事業所を有する者については、県税に滞納がないこと

(2) 募集要領等の交付

公募要領等については次のとおり交付する。

①交付期限	令和3年5月11日(火) まで 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時の間
②交付場所	(公財)ふくい産業支援センター 経営支援部
③交付資料	1. 越境ECコンサルティング業務 企画提案 公募要領 2. 委託契約書(案)
④交付方法	上記の場所で手交、ふくい産業支援センターホームページに掲載している

	データをダウンロードのいずれかの方法によること。
--	--------------------------

(3) 参加表明書・質問票の提出

企画提案を行うものは、次により企画提案参加申込書を提出するものとする。

①提出期限	令和3年5月11日(火) 午後5時必着
②提出書類	ア 「参加表明書・質問票」(別紙様式) イ 会社概要各1部 ウ コンサルタントとして、越境ECサイトにおける販路開拓のコンサルタント実績わかる資料(契約書写しおよび成果物がわかる資料)
③提出先	(公財)ふくい産業支援センター 経営支援部(産業情報センタービル4階)
④提出方法	下記あて先に、郵送または電子メールにて提出すること。

※質問に対する回答は、参加表明書提出者全員に対し、5月11日(火)までに、電子メールにより回答する。

※参加表明書を提出しなくても企画提案への参加は可能であるが、質問に対する回答は、参加表明書提出者にのみ送付する。

(4) 企画提案書の提出

応募資格要件を満たした者は、次により企画提案書類を提出するものとする。

①提出期限	令和3年5月18日(火) 午後5時必着
②提出物	ア 企画提案書 イ 会社については、登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し、 個人事業主については個人事業の開廃業等の届出等の控えの写し ウ 福井県内に本社または事業所を有するものについては、県税事務所もしくは嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書
③提出部数	企画提案書については原稿1部、複写5部、その他については各1部
④提出先	(公財)ふくい産業支援センター 経営支援部(産業情報センタービル4階)
⑤提出方法	持参または郵送(郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録が残る書留郵便等をご利用ください。)

企画提案書を受領した場合、受領確認メールを送信する。5月18日(火)5時までに受領確認メールが届かない場合は、下記に問い合わせること。

9 選定方法

(1) 選定方法・基準

提出された企画提案書等について、別途定める審査員が、書面による審査・採点を行い、5社を選定する。

日 時: 令和3年5月下旬

場 所: 福井県産業情報センター

(2) 審査項目

- ① 企画提案内容 : 企画提案が実現可能かつ魅力的な内容となっているか
- ② 取組姿勢 : 事業目的を適切に理解し、積極的に取り組む姿勢が見られるか
- ③ 過去の実績 : 過去において類似の業務実績を有しているか
- ④ 価格 : 見積りの積算は妥当か、また、費用対効果が優れているか

(3) その他

- ① 本企画提案の応募に係る経費は全て提案者の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しないものとする。

(4) 選定結果

選定結果は、提案者全員に対し書面で通知する。

10 契約の締結

(公財)ふくい産業支援センターは、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容、個別マッチング会でのマッチング成立数を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合は、(公財)ふくい産業支援センターは委託契約の締結を取り消す場合がある。

- ① 委託先候補者として選定されたものが契約締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化等により業務履行が確実にない恐れがあるとき
- ③ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じた場合

11 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合は、(公財)ふくい産業支援センターと協議の上、その承諾を得るものとする。

12 問い合わせ先

〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16

(公財)ふくい産業支援センター 経営支援部 営業推進グループ

Tel:0776-67-7407 Fax:0776-67-7419

メール:eigyog@fisc.jp